



越前おおの

報道資料

【発信日】令和3年11月24日

【問合わせ先】

大野市エキサイト広場総合体育施設

健康福祉部スポーツ推進課

担当者名 横井、長崎

電話 0779-65-5592 内線 80-12

「大野市スポーツ推進計画（案）」に関するパブリックコメント手続の実施について

大野市では、次のとおりパブリックコメント手続を実施しますのでお知らせします。

1	政策等の案の名称	大野市スポーツ推進計画（案）
2	実施機関	大野市長
3	趣旨	市のスポーツの推進に関する施策を体系化し、今後のスポーツ施策の基本的な方向性を定めます。 令和4年度から概ね10年間を期間とする「大野市スポーツ推進計画」を策定するにあたり、市民などの意見を反映させるため、パブリックコメント手続を実施します。
4	意見等を提出できる方	次のいずれかに該当する方 ① 市内に住所を有する人 ② 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③ 市内の事務所又は事業所に勤務する人 ④ 市内の学校に在学する人 ⑤ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体 ⑥ ①～⑤のほか、本事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体
5	政策等の案の公表	（1）公表の日 令和3年12月1日（水） （2）入手方法 ①指定場所での閲覧 ・市役所1階市民ホール ・結とぴあ ・各公民館 ・図書館 ②インターネット（大野市公式ホームページからダウンロード） ③担当課での貸し出し

6	意見等の受付期間	令和3年12月1日（水）から令和3年12月15日（水）まで
7	意見等の提出方法	・住所、氏名（団体名）、連絡先その他提出できる方であることがわかる事項 ・該当箇所（○ページ） ・意見等 を記載し、次のいずれかの方法で提出してください。 様式は問いませんが、意見記入用紙（市ホームページからダウンロード）をご利用いただけます。 ①指定場所（第5項参照）への書面の提出（記入用紙を備え付けます） ②郵便 ③ファクシミリ ④電子メール ※電話などの口頭によるご意見は受け付けません。 ※必要事項の記入がない場合はご意見が無効となる場合があります。
8	意見等の取扱い	提出された意見等を考慮して本案件についての意思決定を行い、次に掲げる事項について公表します。ただし、大野市情報公開条例第7条に規定する公開しないことができる情報（個人情報など）に該当するもの、本件に係わりのないもの、賛否の結論のみを示したものは除きます。 ①提出された意見等の概要 ②提出された意見等に対する実施機関の考え方 ③本計画案を修正した場合における修正の内容
9	問い合わせ先	大野市健福祉部スポーツ推進課（エキサイト広場総合体育施設内） 〒912-0044 大野市桜塚町601 電話 0779-65-5592 ※電話での意見提出は不可 ファクシミリ 0779-66-6308 Eメール sports@city.fukui-ono.lg.jp

大野市スポーツ推進計画概要版（案）

健幸福祉部スポーツ推進課

第1章 計画の概要

1 大野市スポーツ推進計画

「大野市スポーツ推進計画」は、本市が目指す将来像「人がつながり地域がつながる住み続けたい結のまち」実現のため、市のスポーツの推進に関する施策を体系化し、今後のスポーツ施策の基本的な方向性を定めた計画

2 計画の目的

平成16(2004)年2月に「大野市スポーツ振興計画」を策定し、平成24(2012)年3月に「大野市スポーツ推進計画」を策定。この計画では、①生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ環境の整備充実方策、②レベルの高い競技者を育成するための方策、③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策を主要な課題と掲げてスポーツ施策を推進し、成人の週1回以上のスポーツ実施率について平成28(2016)年度と令和2(2020)年度の比較で、男性は6.5ポイントの上昇、女性は1.0ポイントの上昇、全体で3.4ポイント伸びており、一定の成果が現れた。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行やSDGs(持続可能な開発目標)の採択、ICT(情報通信技術)の飛躍的な進展などに対する関心など、スポーツを取り巻く社会情勢の変化を的確に捉えたスポーツ施策が求められてきている。

このような背景から、本市では「第六次大野市総合計画」の基本理念・方向性を踏まえつつ、スポーツを取り巻く社会情勢の変化や現状と課題に対応した施策を計画的に推進するため、新たに「大野市スポーツ推進計画」を策定することとした。

策定にあたり「第六次大野市総合計画」の中で、基本目標として掲げる「健幸で自分らしく暮らせるまち」の実現を目指すこととし、SDGsの視点を取り入れながら市の健康づくり計画である越前おおの健康づくり計画「第4次健幸おおの21」との連携を図っている。

3 本計画におけるスポーツの定義

スポーツを通常より幅広い概念で捉え、ルールに基づいて競う運動競技だけではなく、健康づくりのための体操や気分転換に行う散歩、自然に親しむ野外活動、介護予防のためのトレーニングなど自発的に楽しむ身体活動、また日常生活において意識的に体を動かす活動に、スポーツを「みる」、「ささえる」といった活動も含めて全てをスポーツと捉えている。

4 計画の期間

令和4(2022)年度から概ね10年間で実現すべき目標を設定。

5年後を目途に検証を行い、社会情勢の変化に応じ計画内容を見直す。

第2章 策定の背景

1 社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

国が取りまとめた感染拡大を防止しながら安全にスポーツを行うためのポイントや、県が示す「県民行動指針」について、理解し実践することが必要である。

(2) 持続可能な社会への移行

SDGsは、国連サミットで採択された国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール(目標)から構成されており、スポーツは健康、教育、コミュニティ強化などに寄与するものとして期待されている。

(3) 人生100年時代の到来

国は「人生100年時代構想会議」を立ち上げ、若者から高齢者まで全ての人々が元気に活躍し続けることのできる社会の実現を目指している。人生100年時代の基盤は一人ひとりの健康な身体であり、スポーツは市民の健康づくりに寄与する活動として期待できる。

2 国や県の状況

スポーツ庁は、平成29(2017)年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、その中でスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツの「楽しさ」「喜び」といった価値を享受できるとし、このようにスポーツに参画する人口を拡大していくため、その目標の一つに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%以上(福井県も65%以上)にすることを目標に掲げている。

福井県は、令和2(2020)年3月に「福井県スポーツ推進計画」を改定し、「1. 県民の誰もがスポーツを楽しめる福井」「2. 運動好きな子どもたちが元気に輝ける福井」「3. 国内外で活躍できるトップアスリートが育つ福井」を福井県の目指す姿として、スポーツ振興施策を推進している。

第3章 策定の方向性と基本目標

1 策定の方向性

社会情勢の変化や国等の動向、これまでの施策や取組の成果、アンケートから得られた課題を踏まえ、以下の4点の方向性のもとに策定する。

- (1) スポーツ参画人口の拡大を推進します。
- (2) スポーツを通じた健康の増進を図ります。
- (3) レベルの高い競技者の育成を推進します。
- (4) 子どものスポーツ活動の充実を図ります。

2 目指すべき姿

市民が、それぞれのライフステージでスポーツを楽しみ、
健康の増進と競技力の向上が図られ、
豊かで充実した生活を送るまち

3 目標数値

市民一人当たりの体育施設利用者数

現状:7.66回(令和元年度)

目標:9回

週1回以上スポーツ(運動)を実施している市民(成人)の割合

現状:40.6%(令和元年度)

目標:50.0%

スポーツ指導者公認資格の新規取得者数

目標:80人(累計数)

スポーツイベントの開催や誘致

目標:50回(累計数)

市民対象のスポーツ教室や各種スポーツ大会の実施

現状:137回(令和元年度)

目標:年間200回(延べ数)

4 基本目標

基本目標1 スポーツ参画人口の拡大

基本目標2 スポーツを通じた健康の増進

基本目標3 レベルの高い競技者の育成

基本目標4 子どものスポーツ活動の充実

第4章 施策の展開

1 基本目標ごとの施策と取組

(概要図参照)

2 計画の推進体制

(1) 推進体制

推進に当たっては、市民や行政だけではなく、地域の様々なスポーツ関係機関や団体等が、それぞれ主体的にスポーツを推進するとともに、連携、協働して取組を進める。

(2) 各主体の役割

効果的な計画の推進に向けて、それぞれの役割を積極的に果たしていく

① 市民

「する」「みる」「ささえる」の3つのスポーツの関わり方を通じて、一人ひとりが生涯を通じて、気軽にスポーツに親しみ、充実した生活を送る。これまでスポーツを行っていなかった市民は、身近な場所で体を動かすことや、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツへの参加を含めて、スポーツに何らかの形で参加するきっかけを持つ。

② 各地区

地区住民が参加しやすいスポーツ大会やイベントの開催。スポーツ活動を通じて、地域住民のコミュニケーションが促進され、スポーツによる活力のある地域づくりの推進。

③ 各種スポーツ団体等

多世代で、多様な種目のスポーツが楽しめる活動機会の提供、スポーツ教室や催し物の開催などによるスポーツ活動の拡充。

④ スポーツ推進委員

市民の身近な立場で、市民のニーズに合わせたスポーツの普及、実技の指導、助言などを積極的に推進。市民や団体とスポーツ指導者の調整など、市内の人材や団体のニーズを把握し、調整やコーディネートをしていく役割。

⑤ 大野市(行政)

市民がいつでも、どこでも、誰でも、いつまでもスポーツができるよう、情報の提供や活動の場、機会の充実など、市民のスポーツ活動の支援やスポーツ環境の整備。地域の特性を生かしたスポーツ事業の実施に向け、公民館との連携を強化するほか、高齢者福祉、障がい者福祉、健康推進、子育て、学校教育など、庁内関係部局ともスポーツを視点とした連携を図り、スポーツ事業を推進。

3 計画の進行管理

計画【Plan】実行【Do】点検・評価【Check】見直し・改善【Action】のサイクルで着実に推進していく。

関係団体、外部の有識者等で構成する「大野市スポーツ推進審議会」において、毎年進捗状況の点検評価を行い、関係団体等と連携し、本計画の適切な進行管理を行う。

大野市スポーツ推進計画の概要【施策の体系】

本市が目指す将来像

人がつながり地域がつながる
住み続けたい結のまち



将来像実現のための基本目標

健康で自分らしく暮らせるまち



目指すべき姿

市民が、それぞれのライフステージでス
ポーツを楽しみ、健康の増進と競技力の向
上が図られ、豊かで充実した生活を送るま
ち



目指すべき姿実現のための4つの基本目標と施策

基本目標1 スポーツ参画人口の拡大
基本目標2 スポーツを通じた健康の増進
基本目標3 レベルの高い競技者の育成
基本目標4 子どものスポーツ活動の充実

基本目標	施 策	施 策 に 対 す る 取 組	主体（市以外）				各主体のスポーツとの関わり方		
			市民	地区	スポーツ団体等	スポーツ推進委員	する	みる	ささえる
1 ス ポ ー ツ 参 画 人 口 の 拡 大	(1) スポーツ活動に親しむ きっかけづくり	① スポーツ教室の開催		○	○		○		
		② ニュースポーツ等の発掘・推進		○		○	○		○
		③ 越前大野名水マラソンの開催	○	○	○	○	○	○	○
		④ 観光資源を活用したスポーツ活動の推進		○	○		○	○	○
		⑤ スポーツ観戦の機会の創出			○			○	○
		⑥ 企業等との包括連携協定			○		○	○	○
	(2) 子育て・働き盛り世代 のスポーツ活動の推進	① 子育て世代のスポーツ活動への参加推進		○	○	○	○		
		② 働き盛り世代の運動活動への参加推進		○	○	○	○		
		③ 夜間のスポーツ活動の推進		○	○	○	○		
	(3) 高齢者のスポーツ活動 の推進	① 高齢者向けスポーツ教室の開催		○	○	○	○		
	(4) 障がい者のスポーツ 活動の推進	① 障がい者スポーツ教室の開催		○	○	○	○		
		② 障がい者スポーツの理解の推進		○	○	○	○	○	○
		③ 障がい者スポーツ体験会やイベントの開催		○	○	○	○	○	○
	(5) スポーツボランティア の育成と活用	① スポーツボランティア活動の普及と定着	○	○	○	○			
	(6) スポーツ団体等の支援 の充実	① スポーツ団体等への支援			○		○		○
		② 総合型地域スポーツクラブ（みんスポクラブ）の活性化			○		○		○
		③ スポーツ推進委員の活動支援				○	○		○
2 ス ポ ー ツ を 通 じ た 健 康 の 増 進	(9) スポーツ情報の提供	④ 競技団体との連携	○	○	○	○	○		○
		(7) スポーツ施設等の計画的な整 備と利便性の向上							○
		(8) 学校施設の活用の推進							○
		① SNS等を活用した情報の提供	○	○	○	○	○	○	○
		② 市ホームページの充実化						○	○
		① ヘルスウォーキングプログラムの実施		○			○		
		② 健康づくり自主グループの育成及び支援					○		○
		③ サイクリングの利活用促進	○		○		○		○
		④ ラジオ体操の普及	○			○	○		
	(1) 健康づくりのためのスポーツ の推進	⑤ ニュースポーツ等の発掘・推進【再掲】		○		○	○		○
		⑥ 働き盛り世代の運動活動への参加促進【再掲】		○	○	○	○		
		⑦ 高齢者向けスポーツ教室の開催【再掲】		○	○	○	○		
		⑧ 障がい者スポーツ教室の開催【再掲】		○	○	○	○		
		① ヘルスウォーキングプログラムの実施【再掲】		○			○		
		② 介護予防等に向けた取り組みの展開		○			○	○	
	(2) スポーツと健康づくり 活動の連携	③ 健康な身体づくりに向けた食育の推進		○			○		○
3 競 し 技 者 の 育 成	(1) 全国大会等への出場や レベルの高い競技者等 との交流支援	① 全国レベルの大会への出場支援					○	○	
		② トップアスリート及びチームとの交流					○	○	
		③ 企業等との包括連携協定【再掲】			○		○	○	○
	(2) スポーツ指導者の育成	① 指導者の資質向上	○		○				○
		② 一貫指導体制の構築	○		○				○
		③ 公認スポーツ指導者の資格取得の促進	○		○				○
4 子 ど も の ス ポ ー ツ 活 動 の 充 実	(1) 子どものスポーツ活動 の推進	① 子どものスポーツ体験機会の充実	○	○	○	○	○		
		② 幼児の体力増進の取り組み	○		○	○	○		
	(2) 学校と地域が連携した スポーツ環境づくり	① 部活動の地域移行の条件整備	○	○	○		○		○
		② 指導者の資質向上【再掲】	○		○				○
		③ 公認スポーツ指導者の資格取得の促進【再掲】	○		○				○
		④ 総合型地域スポーツクラブ（みんスポクラブ）の活性化【再掲】			○		○		○
	(3) 子どもたちの活動の場となる 組織の活動支援	① スポーツ少年団への支援	○		○		○		○
		② ジュニアクラブ等への支援	○		○		○		○